

議員提出議案第13号

索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和4年12月14日

富山県議会議長 渡 辺 守 人 殿

提出者 富山県議会議員

横	山	栄
井	上	学
山	本	徹
火	爪	弘子
奥	野	詠子
吉	田	勉
山	崎	宗良
岡	崎	信也
藤	井	大輔
澤	崎	豊
庄	司	昌弘

令和4年12月14日

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 渡辺守人

索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を
求める意見書

レジャーの多様化等により、スキー・スノーボード人口はピーク時から大幅に減少しているものの、スキー場産業は冬期観光産業の重要な柱であり、スキー場を抱える地域経済の活性化や観光振興、地方創生に重要な役割を果たしている。

索道事業を営む者がスキー場において使用する圧雪機械等の運転は、スキー場の安全かつ安定的な運営に不可欠であり、その動力源に供する軽油については、軽油引取税の課税免除の特例措置が適用されており、厳しい経営環境にある索道事業者の経営の安定化に寄与している。

この特例措置の適用期限は、令和6年3月31日までとなっており、特例措置が失効すれば、スキー場のリフトを運行する索道事業者のみならず、宿泊業や飲食業などの関連産業、ひいては地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

よって、国会及び政府におかれては、厳しい経営を強いられている索道事業者の経営環境の改善を図るとともに、スポーツツーリズムを推進し、スキー場を抱える地域の観光振興を図る上でも、索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、令和6年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

索道事業を営む者がスキー場において使用する圧雪機械等の運転は、スキー場の安全かつ安定的な運営に不可欠であり、その動力源に供する軽油については、令和6年3月31日までの特例措置として、軽油引取税の課税免除が適用されている。この特例措置が失効すれば、スキー場のリフトを運行する索道事業者のみならず、宿泊業や飲食業などの関連産業、ひいては地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

よって、厳しい経営を強いられている索道事業者の経営環境の改善を図るとともに、スポーツツーリズムを推進し、スキー場を抱える地域の観光振興を図る上でも、索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、令和6年度以降も継続するよう強く要望するものである。